



▲春の市民まつり（東小学校）

第1回定例会

平成15年度一般会計予算
ほか35議案を可決

企業からの資金提供問題調査特別委員会委員長報告が行われる

平成15年第1回定例会は、2月21日より3月19日まで開催されました。この定例会では、市長から提出のあつた当初予算8件、補正予算6件、条例の一部改正15件、条例の廃止2件、人事案件1件、契約の締結2件、その他2件が審議され、全議案が可決されたほか、議員から提出された発議6件を採決し、うち4件が可決されました。
また、企業からの資金提供問題調査特別委員会委員長の報告が行われました。

議決内容

●補正予算●

- ◎ 一般会計補正予算（第5号）
（賛成多数）
歳入歳出それぞれ五億七六〇〇万円を追加し、予算の総額を五〇三億五二〇〇万円とした。
- ◎ 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（全員賛成）
歳入歳出それぞれ三億四四〇万円を追加し、予算の総額を七億九二七〇万円とした。
- ◎ 学校給食センター特別会計補正予算（第3号）（全員賛成）
歳入歳出それぞれ六八〇万円を追加し、予算の総額を二億九六九〇万円とした。
- ◎ 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（全員賛成）
歳入歳出それぞれ四億七四六〇万円を減額し、予算の総額を三〇億二三四〇万円とした。
- ◎ 老人保健特別会計補正予算（第3号）（全員賛成）
歳入歳出それぞれ三億円を減額し、予算の総額を四億一三四七万円とした。
- ◎ 介護保険特別会計補正予算（第3号）（全員賛成）
歳入歳出の総額を変更せず、歳入において、項の区分及び当該区分ごとの金額を変更した。

●平成15年度当初予算●

- ◎ 一般会計予算（賛成多数）
総額を四九一億円とした。
- ◎ 国民健康保険特別会計予算（賛成多数）
総額を七億九五〇〇万円とした。
- ◎ 学校給食センター特別会計予算（全員賛成）
総額を一三億二五〇〇万円とした。
- ◎ 交通災害共済事業特別会計予算（全員賛成）
総額を二八三〇万円とした。
- ◎ 公共下水道事業特別会計予算（全員賛成）

総額を三五億七九〇〇万円とした。
◎ 老人保健特別会計予算（全員賛成）
総額を四億六〇〇〇万円とした。

◎ 墓地公園事業特別会計予算（全員賛成）
総額を五億一二〇〇万円とした。

◎ 介護保険特別会計予算（賛成多数）
総額を二億五四〇〇万円とした。

●条例の一部改正●

◎ 市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（全員賛成）
職員の失職に関する特例の規定を設けるため、所要の改正を行った。

◎ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（賛成多数）
文化会館運営審議会及び下水道運営審議会の委員の報酬及び旅費の規定を削るため改正を行った。

◎ 一般職職員の給与に関する条例（全員賛成）
通勤手当のうち、交通機関を利用する場合の支給基準を見直すとともに、特殊勤務手当の一部を廃止するため、改正を行った。

◎ 職員の旅費に関する条例（全員賛成）
職員の旅費のうち、日当を支給しないこととし、鉄道賃、航空賃、宿泊料及び食卓料の額の見直しを行うため、所要の改正を行った。

◎ 職員定数条例（賛成多数）
職員の定数を改定するため、改正を行った。

◎ 手数料条例（賛成多数）
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴い鳥獣飼養登録に係る手数料の額を定めるとともに、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の改正による支援費制度の実施に伴い居宅介護に係る手数料の額を定めるため、改正を行った。

◎ 国民健康保険条例（賛成多数）
国民健康保険法の改正により一部負担金の見直しがされたことに

伴い、所要の改正を行った。
◎ 環境審議会条例（全員賛成）
委員の選任要件を改めるとともに、その他所要の改正を行った。
◎ 市立保育所の設置及び管理に関する条例（全員賛成）
浦安市立弁天保育園を設置するため、改正を行った。

日程表

月日	曜日	日程
2/21	金	開会、会期の決定、平成15年度施政方針、提案理由の説明、発議第2号採決
27	木	会派代表による総括質疑、議案第36号採決、議案・陳情各委員会付託
28	金	企業からの資金提供問題調査特別委員会
3/3・4	月火	教育民生常任委員会
5・6	水木	建設経済常任委員会
7・10	金月	総務常任委員会
13	木	企業からの資金提供問題調査特別委員会
14	金	委員会審査結果報告・採決、一般質問
17	月	一般質問
18	火	一般会計、企業からの資金提供問題調査特別委員会
19	水	一般会計、発議採決、出頭拒否に対する告発、企業からの資金提供問題調査特別委員会審査結果報告・採決、閉会

市議会を
傍聴しましょう

議会がどのように行われ、皆さんの選んだ議員がどのように活動しているのかを知るには、本会議を傍聴するのが一番です。
傍聴希望の方は、本会議当日、傍聴者受付で受付簿に住所、氏名を記入いただき傍聴できます。
また、各常任委員会等は、委員長の許可を得て傍聴することができます。
なお、車椅子での傍聴もできますので、議会事務局までご連絡ください。

◎ 介護保険条例(賛成多数)

浦安市介護認定審査会の委員の定数及び介護保険料の保険料率を改めるとともに、保険料に関する申告の例外及び申告書の提出のない者に対する保険料の賦課の規定について規定するため、所要の改正を行った。

◎ 総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(全員賛成)

身体障害者福祉法及び児童福祉法の改正による支援費制度の実施に伴い、デイサービスセンター及び簡易マザーズホームを利用することができると及び費用負担等の規定について、所要の改正を行った。

◎ ラブホテル等の建築規制に関する条例(全員賛成)

浦安市ホテル等審議会の委員の選任要件を改めるため、改正を行った。

◎ 市営住宅の設置及び管理に関する条例(全員賛成)

堀江東市営住宅の借り上げ事業に伴い、市営住宅の名称及び位置並びに駐車場の使用料を定めるため、所要の改正を行った。

◎ 自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例(全員賛成)

浦安市自転車等駐車対策協議会の委員の選任要件を改めるため、改正を行った。

◎ 社会教育委員に関する条例(全員賛成)

新たに、委員として家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるため、所要の改正を行った。

● 条例の廃止

◎ 文化会館運営審議会条例(賛成多数)

浦安市文化会館運営審議会を廃止するため、制定した。

◎ 下水道運営審議会条例(賛成多数)

浦安市下水道運営審議会を廃止するため、制定した。

● 契約の締結

◎ 仮称若潮公園体験学習施設建築工事請負(全員賛成)

仮称若潮公園体験学習施設建築工事を西松建設(株)東支店と二億七三〇〇万円で締結した。

◎ 北部小学校舎大規模改修工事(第一期)請負(全員賛成)

北部小学校舎大規模改修工事(第一期)を清水建設(株)千葉支店と六億三千万円で締結した。

● 発議

◎ 浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について(否決)

◎ 審査申立てに対する併明書の提出について(可決)

◎ 健康保険の医療費3割負担の実施の凍結を求める意見書の提出について(否決)

◎ 公共事業受注企業からの献金禁止を求める意見書の提出について(可決)

◎ 新町の各教育施設への受け入れに関する決議の提出について(可決)

● 報告

◎ 定期監査の結果について

◎ 例月出納検査の報告について(11・12月分)

◎ 寄附受入れについての報告

◎ その他

◎ 損害賠償の額の決定及び和解(全員賛成)

◎ 市道路線の認定(全員賛成)

◎ 固定資産評価審査委員会委員の選任について(全員賛成)



宮崎俊雄氏
浦安市当代島2-2 1-7

一般質問

第1回定例会では、3月14・17・18・19日の4日間にわたり秋葉要(公明党)、深作勇(浦安21)、辻田明(浦安21)、七里一司(日本共産党)、乾昭一(無所属)、元木美奈子(日本共産党)、森野卓郎(日本共産党)、武内幸彦(政友会)、田所由香(無所属)、高津和夫(公明党)、山崎次雄(無所属)、空岡信耶(無所属)の各議員より市政全般に対して活発な議論が展開されました。ここでは、紙面の関係でその一部を掲載いたします。

新町地区の急増する「ババ」対策について

問 新町地域の開発での企画調整の役割と責任分担、また、その範囲について、今日のような開発の状況と諸問題の発生はどうして起きてきたと考えているのか、お伺いいたします。

答 市長 新町地域の住宅開発は、開発事業者の千葉県企業庁や都市基盤整備公団と協議・調整をした土地利用計画に基づき開発が順次進められていますが、最近の傾向として、バブル経済の崩壊とともに一時期、住宅開発が低迷した時期もありましたが、地価下落が進み、利便性の高い地域を中心に住宅需要が回復し、新町地域も同様に、今年入居のマンションが集中している状況です。こうした中、市は教育施設など必要な公共施設整備を、住宅開発の進捗に合わせて順次進めていくよう計画していましたが、入居する年齢層の特徴が、若い世代が多く、児童発生率が当初想定より高い状況から教育施設の整備を当初計画を見直し、前倒し進めていくこととなりました。

問 経営企画部長 新町地域の開発に伴う基本的事項の調整は企画政策課が中心となって開発

保育園待機児童の現在の状況について

問 平成15年度当初の保育園の整備の状況について、今日のような開発の状況と諸問題の発生はどうして起きてきたと考えているのか、お伺いいたします。

答 市長 平成15年度以降の緊急保育5カ年計画は見直すことは考えていないのかお尋ねをいたします。

答 保健福祉部長 第一次審査の状況で説明をしますと、平成15年度の新規申請数は425人で、地域別では元町203人、中町112人、新町67人、市外43人となっています。

このうち入園内定者数については195人で、地区別では元町96人、中町54人、新町36人、市外9人です。

待機児童数は230人で、地区別では元町107人、中町58人、新町31人、市外34人となっています。

なお、現在第2次審査を行っており、待機児童数はできるだけ少なくするよう努めています。

また、緊急保育5カ年計画の見直しは、現計画にない小児保健の開設や新町地区の開発、さらに

市民参加推進指針の進捗状況について

問 現在当局では市民参加の条例化を見据え市民参加推進指針を策定中と聞いていますが、その進捗状況と平成15年度の具体的な取り組みをご説明願います。

答 市長 市民参加推進指針は条例の制定作業の一環としてこれまで進めてきた市民参加の各事業の現状や課題を整理し本市の目指すべき市民参加の方向性を明確にするために市民の意見を聞きながら策定作業を進めています。

進捗状況は、公募市民を中心とした市民参加推進検討懇話会から昨年の12月に答申された市民参加のあり方に関する意見書を踏まえ、指針案の最終調整を行っており、本年度の末を目途に策定していきたいと考えています。

総務部長 平成15年度の条例制定作業は市民参加推進指針を広報紙やホームページで市民の皆さんにお知らせし、意見を伺うとともに、市民参加の理解をより深めるため講演会等の開催を予定しています。これらにより寄せられた意見を参考に十分検討を加えた上で条例案を策定し、パブリックコメント等の新たな市民参加手法を活用し、市民の皆様からの意見を再度伺った上で条例を制定したいと考えています。

このうち入園内定者数については195人で、地区別では元町96人、中町54人、新町36人、市外9人です。

待機児童数は230人で、地区別では元町107人、中町58人、新町31人、市外34人となっています。

なお、現在第2次審査を行っており、待機児童数はできるだけ少なくするよう努めています。

また、緊急保育5カ年計画の見直しは、現計画にない小児保健の開設や新町地区の開発、さらに

教育情報の発信について

問 学校関係の教育情報に関する広報、情報発信の実態について、昨年11月に発行された教育センターによる広報、その編集発行されている教育情報に対する配布の状況はどうか、また、学校単位ではどのような情報発信が行われているのか、実態を説明していただきたいと思います。

答 教育総務部長 教育研究センターにより編集、発行されている教育情報に対する配布対象は、幼稚園児、小学校児童、中学校生徒を通じて保護者に配布しています。

また、各学校単位ではどのような情報発信が行われているのかという質問については、すべての学校において園だより、学校だより、学年だより等が保護者に配布され、学校によってはそれを地域自治会等での回覧に供しているところもあります。なお、学校ホームページを立ち上げている学校は3校あり、他の小・中学校でも漸次開設に向けた準備をすすめているところです。

障害者支援費制度について

問 障害者支援費制度の対象となる福祉サービスは、身体障害者、知的障害者の各種施設利用と在宅サービス、障害児の在宅サービスなどありますが、本市の場合、障害者の状況はどのような状況になっているのか、障害者数を障害者の程度別の実態についてお尋ねします。

答 市長 平成12年度末で事実認識、訂正した箇所は何か所もありますけれども、うそ偽りを持って今まで答弁してきたつもりはありません。

また、2月25日の中で事実認識、訂正した箇所は何か所もありますけれども、うそ偽りを持って今まで答弁してきたつもりはありません。

また、百条委員会で申し上げたこと、あくまでも説明すべきことについては私の方からすべて事実をお話ししております。

保健福祉部長 障害者の推移は、身体障害者手帳の所持者の推移について各年の3月末の数字を申し上げます。

平成12年3月末1565名、平成13年3月末1707名、平成14年3月末1760名です。

知的障害者の推移は、療育手帳の所持者について各年の3月末の数字を申し上げます。

平成12年3月末256名、平成13年3月末270名、平成14年3月末291名となっています。

次に、支援費の申請の状況ですが、2月末現在で申請をいただきた方が61名の方で、これらの方については調査を終了させ、現在これらの方について本人意向を伺いながらケアプランを作成中です。

介護保険料の見直しについて

問 今回保険料の値上げが発表されました。

なぜ値上げをせざるを得なかったのか、その辺の事情について伺います。

答 保健福祉部長 介護保険制度は介護サービスの利用がふえれば保険料も上がる制度のため、全国的に介護サービスの利用がふえている中、本市においても例外ではなく、介護サービスの利用は



▲運動公園球技場(舞浜)

運動公園球技場について

年々増加しているため保険料の値上げをせざるを得ない状況となりました。

こうした中、仮に保険料を値上げしないとなると、現行のサービス水準を下げなければならぬことになり、これは利用者に与える影響が大きく難しいと判断したところです。

しかしながら、保険者として少しでも高齢者の負担を減らしたいという考えのもと、介護サービスの利用状況や今後の介護サービスの利用意向を精査するとともに、国から示された新介護報酬が現行報酬に比べ平均してマイナス2・3%となったことから早速次期保険料に反映させることとして、政策広報でお知らせした保険料よりも引下げをするなど対応に努めてきたところです。

現在の球技場が建設された経緯について、当初整備された球技場が、運動公園の形状変更によりどのように変わったのか、形状の変更前の仮設球技場と、形状変更後の仮設球技場についてお伺いいたします。

また、形状変更に伴う(株)オリエンタルランドからの費用負担の額

と現在残っている額についてお伺いいたします。

都市整備部長 形状変更前の仮設球技場については、冒険広場と多目的広場の南側に野球場3面、サッカー場1面を整備してあります。

形状変更後の現在の仮設球技場については、公園面積が増加したことにより、テニスコートと多目的広場の東側に、野球場3面、サッカー場1面の形状変更前の施設整備に加え、パターゴルフ等が行える軽スポーツ広場や、フットサル等が行えるスポーツコートの整備等も行っています。

経営企画部長 形状変更に伴う(株)オリエンタルランドからの費用負担の額については、二四億五〇〇〇万円です。

また、負担金の残額については、約一四億円で、財政調整基金へ積立てし、整理しています。

企業からの資金提供問題について

泰成エン지니어リングの山中氏及び大野氏とはどの程度会っているのか。また、この2人の証言は大きく食い違いましたが、市長はこの件に関してどのように思っているのか伺います。

また、山中氏に対し、偽税理士だったということも言われており、税務署より修正申告を受けているが、今でもそのとおりと認めているのか伺います。

市長 山中氏とは会社設立の際、2回ほど、大野氏とは県議会議員時代と浪人の時の1、2回お会いしていると思います。

また、2人の見解の違いについては、大野氏については宣誓までして、虚偽の証言をした場合の刑事問題になるという、そういった証人取調と、山中氏の場合は病気を理由に参考人の聞き取りということ、おのづとその信憑性によって差があるのではないかと思います。さらに、委員の方々が派遣された記録も読みましたが、基本的には「わからない」ということ

に終始しているのではないかと考えます。また、山中氏は、当初から有能な税理士と紹介されましたので、資格のない税理士とは、税務署から指導を受けるまで、知りませんでした。

企業からの資金提供問題の事実関係について

2月25日の記者会見の際の配付資料中オフィスマツザキの業務実績からお尋ねをいたします。オフィスマツザキは、平成9年12月から平成11年3月までに泰成エン지니어リングから二一八〇万円の支払いを、平成10年12月から12年5月までに泰成エン지니어リングの関連会社から八九〇万円の支払いを、平成8年4月から12年1月までに泰成エン지니어リングと全く関係のない民間会社から営業活動の対価として計四五〇万〇〇〇円の支払いを受けたことが明らかにされています。この内容について、相手は誰なのか、具体的な営業活動、契約の内容を答弁をいただきたいと思います。また、市長は平成11年度は泰成とは関係ないと言っていますが、平成10年12月から平成12年5月までの間の泰成関連会社からの八九〇万円も泰成とは関係ないという認識で言われたのか、お尋ねいたします。

市長 3点の金額に關連した詳細は市の事務とは全く関係のない私的な会社のことですので、詳細は差し控えています。ただ、詳細は差し控えています。関連会社の認識については、法人格が違えば商法上別会社と認識しています。

入船、今川、港地区の旧堤防について

入船、今川、港地区にある旧堤防は何平方メートルくらいあるのか、また、幅と長さはいくらになるのかを答弁いただきたいと思います。

また、旧堤防を県から市に移管し、取り壊して緑地と駐車場を建設すればと提案しますが、ご所見を伺いたいと思います。



▲旧堤防(今川地区)

できれば、入船地区、今川地区、港地区に分けて答弁をいただきたいと思います。

建設部長 旧堤防の幅はすべて8・3mで同じです。

延長は入船地区が猫実川からシンボルロード、シンボルロードから境川とあり、合計1501m、面積は約1万2458・3㎡です。今川地区は延長が1136m、面積は9428・8㎡です。港地区は延長が900m、面積は7470㎡です。

港地区については、まだ護岸保全施設の機能を有している箇所も含めています。

総延長としては3537m、総面積は2万9357・1㎡となっています。これは、第1期護岸の施工の延長です。

市長 提案については、調査・検討させていただきたいと思います。

舞浜二丁目46番に対する土地利用に関して

舞浜二丁目46番、ストア跡地に対する土地利用に関し、この跡地利用の方法論について、地区にお住まいの方々に対する公共的な土地利用を図る努力を市が示すべきですが、開発当初、三井



▲舞浜二丁目の跡地

不動産や京成電鉄などとはどのような内容の協定が結ばれていたのか、確認の意味で内容について説明ください。

助役 開発当初の事業者との協定については、昭和58年2月15日に事業者、三井不動産(株)及び京成電鉄(株)と事前協議が成立しています。

この協議の中で開発区域面積10万㎡のうち3752㎡を商業施設用地として協議しており、具体的な計画については別途協議することになっていました。

その後、昭和59年4月6日に事業者より商業施設用地の土地利用についてスーパーマーケット及び銀行を誘致したいという協議依頼があり協議を行った結果、条件付きで承諾したものです。

その商業施設用地については、事業者が土地、施設等を所有し、また、自転車、自動車の安全管理あるいは駐車場の出入り口等さまざまな細かい内容についても協議されておりました。

第1回臨時会の議決結果

平成15年第1回臨時会が1月22日に会期1日をもって開催されました。この臨時会で市長から提出のあった議案は1件で、企業からの資金提供問題調査特別委員会の設置についての再議でした。

審議は、委員会への付託が省略され、本会議で行われましたが、採決の結果、再議は否決され、平成14年第4回定例会の議決のとおりすることに決定しました。

第2回臨時会の議決結果

平成15年第2回臨時会が2月13日に会期1日をもって開催されました。この臨時会の議案は1件で、議員から提出された執行停止の申し立てに対する意見書の提出についての再議でした。

審議は、委員会への付託が省略され、本会議で行われましたが、採決の結果賛成多数で可決されました。

出頭拒否に対する告発の件

企業からの資金提供問題調査特別委員会が調査中の企業からの資金提供に関する調査について、関係人松崎優子氏に対し、出頭を求めたところ、正当な理由がないのに出頭を拒んだので、地方自治法第100条第9項の規定により、同氏を告発することに決定いたしました。

企業からの資金提供問題調査特別委員会審査結果報告

企業からの資金提供問題調査特別委員会審査結果報告が行われ採決の結果、可決されました。

特別委員会の活動や審査結果報告の詳細につきましては、3月31日発行の企業からの資金提供問題調査特別委員会報告をご参照ください。

請願・陳情の審査結果	
採択されたもの	
陳情第6号(平成14年)	子どもたちに輝く瞳を。希望に満ちた未来を。―浦安市の保育制度の拡充を求める陳情―
陳情第4号(平成15年)	明海小学校 学区内の開発予定 31及び38街区 約700戸の建設中止・延期を要求する陳情
陳情第5号(平成15年)	新町の各教育施設への受け入れに関する陳情
継続審査とされたもの	
陳情第7号(平成14年)	金子容子さんの早期救出を求める陳情
陳情第1号(平成15年)	北朝鮮の核開発中止等決議に関する陳情
陳情第2号(平成15年)	政府に「平和の意見書」の提出を求める陳情
不採択とされたもの	
陳情第2号(平成14年)	保育所運営費の基準の改善を求める意見書提出に関する陳情
陳情第3号(平成14年)	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出に関する陳情
陳情第3号(平成15年)	有事法制関連3法案に反対等の決議または意見書の提出を求める陳情

会派代表 総括質疑

第1回定例会では、2月27日の本会議において、4人の議員がそれぞれの会派を代表して質疑を行いました。ここでは、紙面の関係で主な質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

政友会

問 仮称中大通り線沿道市街地整備事業及び浦安駅周辺整備事業の更正減の内容と、ここ数年続いた繰越しの原因について伺います。

答 また、区画整理事業の制度、法について市の考え方、今後の事業の組織体制と計画案の見直し等は検討されているのか伺います。

答 は、経済情勢、社会情勢の変化は、旧市街地再整備計画や事業システム、合意形成、組織的なことなどさまざまな面に影響が及ぶものと考えられます。

旧市街地の再整備を進めるために従来よりさまざまな観点から検証を行ってきましたが、昨今の変化がどのような影響を及ぼすかについては、引き続き検証を行う必要があると考えています。

今後の考え方については、検証を行った後に見直しが必要であるとの判断に至れば、できるだけ速やかに検討を行う考えです。

答 仮称中大通り線沿道市街地整備事業の更正減の内容については、事業における計画調査、検討などの委託料は住民、権利者等との合意形成の熟度によって施行することとなりますが、現況では施行が困難と思われることから更正減をお願いするものです。

地権者ヒアリングに大分時間を費やしていることから、予定していた調査の施行が難しくなったため更正減を行うものです。

浦安 21

問 市長は施政方針の中で、より効率性の高い行政運営を実現するスマート・ガバメントを目指すとしておられます。浦安市が目指すスマート・ガバメントとはどのような自治体なのか、また、この実現に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺います。

答 これからの自治体運営は、顧客志向やコスト意識などの民間企業の経営感覚を持つて行うことが必要であると考えています。また、本市でも市民の求めるサービスはコスト意識を持つて効率的かつ機能的、機動的に提供していく行政運営を目指していきたいと考えています。

また、市民に対して今まで以上に市の持つ情報や考えを積極的に提供し、情報の共有化を図り、市民の皆様が行政に参加できるよう取り組んでいきたいと考えています。あえてスマート・ガバメントという用語を用いたのは、今までともすると行政改革の中で小さな政府が大きな政府かという議論があり、今時代が大きく動き、流れていく中で、また、地方分権の大きく進展している中で政府、行政

公明党

府の大小の問題ではなく、より機能的、効率的、また、多様化する市民ニーズに対応するために機動性を持ち、市民と協働できるシステムを併せ持つスマート・ガバメントを目指すべきという考えからです。

問 市長は、施政方針の中で、高齢者・障害者に関する課題に果敢に対応するため新たな施策や事業に積極的に着手していくとの考えのもと、財政調整基金からの繰入れを積極的に活用して予算編成を行ったと述べています。市長が考えている新たな施策、事業が平成15年度当初予算にどのように取り組まれているのか伺います。

答 また、今後の財政調整基金繰入金はどのように考えているのか伺います。

平成15年度予算においては、新たに子どもに関しては仮称第16、17小学校及び仮称第8中学校建設事業、私立幼稚園誘致事業など、青少年に関しては青少年活動支援事業、不登校児・生徒居場所づくり推進事業など、また、働く世代に関しては子育てを支援するためのつどいの広場事業、産休明け・時間外保育事業、ひとり親家庭派遣事業など、また、高齢者・障害者に関してはやすらぎの街整備構想策定事業、障害者等就労支援施設整備事業などを計上しています。

答 昨年策定の長期財政収支の見通しでは総額では平成22年度までに一三五億円程度の繰入れになると現時点では予測しています。しかし、今後の見通しは新たな行政需用や主要事業の進捗状況等も見ながら第2次実施計画策定に併せ長期財政収支の見直しも改定の必要があると考えています。

日本共産党

問 施政方針の中で、今後経営感覚を持たない自治体運営はあり得ないと確信しています。市民と行政の協働なくしてこれからのまちづくりはあり得ないと述べていますが、市民と行政の協働とは何か具体的に説明を求めます。

答 日、市民と行政がともに役割と責任を持つてまちづくりを進めていくことが一層重要になってきており、福祉や防災、まちづくりなどさまざまな課題に対して本場に市民ニーズがどこにあるのか、そのニーズがだれがどのように対応しているのかについて、市民と行政が協働して英知を出し合いながら取り組んでいくことが求められていると考えています。このため、ボランティア活動や

NPO活動などさまざまな市民活動に対し積極的に支援を行うとともに、行政情報の公開や情報提供の充実を図りながら、また、市民が行政のさまざまな分野に参画できるように市民参加システムの整備を進めながら市民と行政が共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任のもとに創造的にまちづくりを進められるような協働の仕組みづくりが進められています。

可決された発議(全文)

審査申立てに対する弁明書

平成15年1月29日付け市第1327号千葉県知事より通知のありました、審査申立書副本の送付及び弁明書の提出要求については、松崎秀樹浦安市長より千葉県知事に対して提出された審査申立書4点目の審査申立ての理由の(1)(2)(3)について、次のとおり弁明します。

- 1 弁明の趣旨
審査申立人浦安市長松崎秀樹(以下「審査申立人」という。)が行った、平成14年12月19日に浦安市議会の議決した地方自治法第100条第1項の規定に基づく「企業からの資金提供問題調査特別委員会の設置等」に対する再議請求に係る平成15年1月22日に浦安市議会の議決のとおり決定する旨の議決についての審査申立ては、これを棄却するとの裁定を求めます。
- 2 審査申立ての理由に対する否認
審査申立人の審査申立ての理由は否認します。
- 3 審査の経過
審査申立人は、平成14年12月19日に浦安市議会の議決した地方自治法第100条第1項の規定に基づく「企業からの資金提供問題調査特別委員会の設置等」に対する再議請求に係る平成15年1月22日に浦安市議会の議決のとおり決定する旨の議決は、議決に調査権を認める地方自治法第100条第1項の調査権の範囲を逸脱しており、越権であることを理由に千葉県知事に対して、平成15年1月24日付をもって当該議決の取消しを求める審査の申立てがなされたものであります。
- 4 弁明の理由
(1) 審査申立ての理由(1)については、先に松崎市長が知事に提出した「執行停止申立書」中、5の議決の違法性及び不当性について、の(1)の指摘と同趣旨ですので、その部分について、執行停止に関する意見書において示した意見をもって弁明いたします。

地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査について、行政実例において「当該地方公共団体の事務に対する地方議会の100条調査は、一般に議案調査、政治調査及び事務調査に関して調査の対象とすることがで

ニアリングの前社長の指示で設立され、設立時から仕事もなく社員もいないペーパー会社であったことです。そのような有価証券オフィスマツザキが、平成11年に泰成エンジニアリングか、あるいは、泰成エンジニアリング関連会社以外の会社と業務契約を締結して収入を得ることなど不可能とみるのが自然です。したがって、市長就任後の私企業に対する疑惑であり、100条調査権の対象となるものと考えます。

また「市長就任前の私企業に対するもの」であつても、資金提供をした企業に対し、市長就任後にその見返りとして、市の公共事業の便宜を図ったとすれば、事前供与として100条調査権の対象となるものと判断します。

また、一般的に「政敵の内情暴露や個人の秘密をさぐり出すことはできない」とされているとし、あたかも調査を政争の具に利用しているかのような指摘をしていますが、行政の責任者が市の発注企業から資金提供を受け、その見返りとして市の業務委託の便宜を図ったのではないかとこの疑惑の調査であり「政敵の内情暴露・・・」などという次元の問題ではないこともありません。

むしろ、そのようなことを持ち出すこと自体に不可解な思いを抱きます。

- 添付書類
- (1) 平成14年11月29日招集 浦安市議会第4回定例会会議録(写)の抄本
 - (2) 平成15年1月22日招集 浦安市議会第1回臨時会会議録(写)の抄本
 - (3) 企業からの資金提供問題調査特別委員会記録(平成14年12月19日)の抄本
 - (4) 企業からの資金提供問題調査特別委員会記録(平成14年12月25日)の抄本
 - (5) 企業からの資金提供問題調査特別委員会記録(平成15年1月16日)の抄本

あて
千葉県知事 様

公共事業受注企業からの献金禁止を求める意見書

くりかえされる違法の疑いがある「政治とカネ」をめぐる事件は国民の怒りをおこしています。

企業の政治献金が腐敗政治の温床であることは、あいついで問題になった公共事業受注をめぐる「口利き」疑惑や、自民党長崎県連の知事選にからむ献金集めが公職選挙法違反で追及されている事件でも明らかです。

政治家の政治活動の大半は選挙と結びついています。「選挙資金」はだめだが「政治資金」ならいいという理屈は本来成り立たず、無理をして区別しようとするば抜け穴を増やすだけです。「抜け道」や「言い逃れ」を許さないものともよい方法は、公共事業を受注した企業や物品の納入契約を結んだ企業からの献金を全面的に禁止することです。

したがって、政府に対し、公共事業受注企業の献金禁止の法律をつくることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

あて

内閣総理大臣 様
総務大臣 様

新町の各教育施設への受け入れに関する決議

現在、新町(日の出、明海、高洲)地区では、急激な住宅開発が進められており、幼児、児童、生徒は急増し、幼稚園、小学校では受け入れが困難な

各常任委員会の審査から

第1回定例会で、所管の委員会に付託された各議案及び陳情は、3月3・4日教育民生常任委員会、5・6日建設経済常任委員会、7・10日総務常任委員会それぞれ審査されました。

ここでは紙面の関係で、委員会で行われた主な議案の質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

総務常任委員会

議案第17号 一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

問 6か月定期を購入する場合などに対応した改正と理解しますが、実際に何名ぐらいが今回の条例改正で対象になるのか伺います。

答 通勤手当はこれまで月額で支給していましたが、定期券について言えば6か月に切りかえることにより450名、33%の職員が対象になります。

議案第18号 市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

問 日当の削減と一部職員のランク分けをなくしたと受け取れますが、組合との交渉の経過、削減の影響額について伺います。

答 組合との交渉は3年来懸案事項で交渉していません。経過は、半日当を一たん削る措置をし、今回、全日当の廃止に至っています。宿泊費等も、市長、助役を除き、3ランクありましたが、これを一本化、統一化を図り、こ

教育民生常任委員会

議案第1号 平成14年度一般会計補正予算(第5号)

問 乳幼児医療費助成事業で三〇〇〇万円更正減の理由についてお答えください。

答 当初予算では二億三五二万円を計上しましたが、平成14年度10月診療分より3歳未満児の医療費が3割負担から2割負担へと軽減されることと併せ、申請件数が当初の見込みより約1万5000件減の8万4250件となったことから減額するものです。

議案第24号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

問 この保険料率の改正は、3年に一度保険料を改定するということの一端ですが、県内の値上げの状況をお答えください。

建設経済常任委員会

議案第1号 平成14年度一般会計補正予算(第5号)

問 橋りょうの耐震補強事業の14年度の執行状況と今後の予定について伺います。

答 浦安警察署から市川市側にかかっている塩美橋を市川市と合同で耐震補強工事を実施しました。

現在まで塩美橋で7橋目ですが、徐々に優先順位の中で耐震補強を行っていきたく考えています。

議案第32号 契約の締結について(仮称若潮公園体験学習施設建築工事請負)

問 建設工事中の入園受け入れ体制について伺います。

答 基本的には、平常どおり開園していきたく考えておりますが、事務所を取り壊しや移設の時には、来年3月から4月に数日間は一休園したいと思っております。

近隣11市のうち値上げをしているのが9市。現状維持が我孫子市、値下げをするのが八千代市です。

保険料の値上げ幅を抑える、あるいは据え置くために一般会計からの繰り入れを検討しなかったのかお尋ねします。

答 介護保険法により介護給付費、予防給付費の一般会計からの負担は12・5%に相当する額と定められていることから、制度上は困難です。しかし、低所得者の負担増を考慮して、保険料の6段階制を導入しました。

資金提供とは――泰成エンジニアリングより松崎市長への提供。・関するとは――主にクリーンセンター業務と資金提供のかわり、及び、市長在職の平成11年の個人所得に修正申告した一

き」とされ、事実上、その地方自治体の仕事の全般にかかわる広範な事務が対象となり、本特別委員会の調査はこれに該当するものです。

「企業からの資金提供に関する問題」という調査事項については、昨年11月28日付けの大澤八千代市長連捕の各マスコミの報道より、12月19日の特別委員会設置の議決に至るまでの間の松崎秀樹浦安市長に関する一連の新聞報道の経緯からして、

・企業とは――本市クリーンセンター運転管理業務委託業者の泰成エンジニアリング。

・資金提供とは――泰成エンジニアリングより松崎市長への提供。

・関するとは――主にクリーンセンター業務と資金提供のかわり、及び、市長在職の平成11年の個人所得に修正申告した一

二七八千円の市長の職務との関係。

このような問題についての調査であることは、誰もが客観的に理解できることと思います。

発議文にも「本市議会は、新聞報道された企業からの資金提供問題に関する」としてあり、各報道機関が問題のポイントを端的に表すのに使用されてきた「資金提供」という表現が市民が解明を求めている事項を集約的に表すものと考えから、調査事項としたものです。

このように、事の経緯・経過を見れば、発議文の調査事項「企業からの資金提供に関する問題」は、市の事務に明確にかかわる事件の調査が目的であると解釈すべきが妥当と考えます。

(2) 審査申立ての理由(2)については、先に松崎市長が知事に提出した「執行停止申立書」中、6の地方自治法第100条第1項の規定を該当させることとの疑義、(2)(3)の指摘と同趣旨ですので、その部分については、執行停止に関する意見書において示した意見をもって弁明いたします。

「企業からの資金提供問題」の事案は、クリーンセンターの運転管理業務委託及び松崎市長の職務に関連した事案であることは、広く市民に認知されております。

調査事項は、政治調査及び事務調査の根幹部分を明確に具体的に「企業からの資金提供に関する問題」としたものでございます。

クリーンセンターの運転管理業務委託及び市長の職務に関連した疑惑の報道に対して、その調査の範囲は明確に「企業からの資金提供に関する」としてあります。

尚、付け加えれば、調査事項の「企業からの資金提供に関する問題」の文言は、一般的包括的に市政全般という意味のものではなく、具体的な事柄を示す表現になっております。

(3) 審査申立ての理由(3)については、松崎市長は、平成9年10月31日に設立された有限会社オフィスマツザキの取締役を設立時から平成12年7月10日まで就任しています。

市長就任は平成10年11月ですので、約1年8か月が取締役と市長職が重なることとなります。

会社収入が税務署の指摘で松崎個人の雑収入と修正申告したのは、平成9年、10年、11年の3年分、11年分を二〇〇万円の修正申告をし、五二〇万円の追徴金を支払ってありますが、11年分は市長職に就いていたときのことです。

市長は、有限会社オフィスマツザキは、泰成エンジニアリングと平成9年10月から平成10年10月まで業務契約をしたが、平成11年は泰成エンジニアリングとの業務契約はなかったとしています。

市長は、平成11年はどこと業務契約を結んでいたかは「会社の契約行為」だからとして答えようとしません。

しかし有限会社オフィスマツザキの代表を3か月務めた泰成エンジニアリングの監査役の発言によれば、有限会社オフィスマツザキは泰成エンジ

状況にあり、プレハブでの対応を余儀なくされている。

ブレハブ園舎、校舎そのものが問題なのではなく、浦安市学校適正配置等検討委員会の報告によるところの、「許容範囲内の学校あるいは園規模を越えた人数を受け入れることに問題がある。

今後、新町の住宅開発が予定通り行われれば、明海地区、高洲地区において、さらなる教育環境の悪化が予想される。

計画的な住宅開発には、計画的な公共施設等の建設が不可欠であり、子供達の義務である学校教育にまで支障をきたす住宅開発は、あまりにも無謀としか言いようがない。

よって、各教育施設、給食センターなどの受け入れが充分であり、なおかつ「ゆとり」を感じる環境が整うまで、これ以上の住宅開発を許さぬよう浦安市議会として決議する。

浦安市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則

1 (施行期日) この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日以前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日以前の期間に対応する分及び同日以前に完了した旅行については、なお従前の例による。

市長の辞職勧告決議

清潔にして公正な政治は、市政運営の根本をなすものである。

選挙によって市民の厳粛なる信託を受けた市長の責務は重大であり、絶えず自らの姿勢を正して行動すべきことは、言を待たないところである。

然るに松崎市長は、市の発注企業から様々な形で資金提供を受け、その見返りとして市の業務委託の便宜を図ったと市長にあるまじき疑惑をうけ、市政への願いを託した浦安市民を愕然とさせている。

これまで市長は、企業からの資金提供は市長職に就く前、としてきたが、これが間違いであったことを認め、さらにその後の調査により市長になつてからも自らが取締役を務める会社が、市発注企業とその関連会社の営業活動をしてきたことが明らかとなったのである。それにも拘らず、今日に至つても松崎市長は自身にかかわる疑惑について、自ら真実を明らかにしようという真摯な姿勢を示さないままである。

以上のことは、これまでの市長の弁明が事実隠蔽を強く疑わせるものであり、市民から負託された重責を考えると誠に遺憾である。

今、「政治とカネの問題」が大きな焦点となっている中であつて、松崎市長の行つてきたことは、市民の市政に対する疑念と政治不信を著しく増大させるものである。

松崎市長は、市民の市政不信の大きさ、また今日の事態の重大さを理解するならば、当然、自らの疑惑の真相を明らかにしたうえで、市長としての身の処し方について思い至つてしるべきである。

よって、市民の代表である浦安市議会は松崎秀樹市長にその責任を自覚して市長の職を辞し、市民への陳謝と、自らの政治的・道義的責任を明らかにするよう勧告する。

平成15年度各会計予算の総額は693億5330万円

各常任委員会において当局に対し具体的な質疑が行われ、その結果は3月14日の本会議で常任委員長から報告され、原案どおり可決されました。

答 事務事業の見直しは、事務事業評価を平成15年度まで時間をかけて行っていますが、大きな事業を一つずつ費用対効果を分析し、庁内で確認をした上でスクラップする、完全に廃止するといった事業は今回それほど見当たりませんが、より効率的な対応を模索してきた、あるいは形を変えてよ

m²、鉄筋コンクリートの4階建てで延べ床面積は1371・28m²です。この中に60名定員の保育園と15

問 市場整備事業の進捗状況と位置、面積、用地取得金額に

るよう、平成15年度に基本設計を行います。これらについては、今後の住宅開発の状況や学区の見直

市長の行政改革の目玉は民営化である。市長は民営化について恵まれているが、10年あとを見据えて健全な財政を維持する上に、民営化でできることは民で、経営の方向転換を図る、これが市長の市政である。他の自治体のように財政難を理由に行革を進めるところとは違う、浦安市独自の政策方針がなければ市民には通用しません。それには市長自身の政治家あるいは首長としての政策の哲学、理念が求められているのである。21世紀は地方分権の時代であり、むしろ国と地方の対峙、主張であらう、地方の特色を生かすまちづくりであるかと思ひますが、今回事例から、民営化やPFI手法などありきで、その事例をそのままに、行政のお題目が並んでいるだけの施政方針にはかかりません。分権とは市民及び、民間行政において個々の権利、人権の確立である。この市民の意見を取り上げるのか、民間と共存には逆に、また行政側の首長として正しい見識、認識が要求されるのですが、昨年以来、市長には民間企業との疑惑問題が続いており、残念ながら、今の市長は民営化をお任せすることはできません。また、地方分権の一環で、グローバルの市長、世界の視野を持つべきです。市長の平和事業に対する今までの姿勢を再度指摘し、平成15年度予算に対する評価に、平和事業に対する懸念があることを述べておきます。

お初稿の季節を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。本号は第1回卒業例会について編集いたしました。さて、私どもは今号をもって任期を終了することになりました。任期中中、皆様方のお陰をもちまして大過なく「議会だより」を発行することができましたことを深くお礼申し上げます。

市議会のホームページでは、平成9年からの会議録(定例会、臨時会、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)の閲覧・検索ができます。

また、第95号からのうらやす議会だよりの閲覧もできるようになりました。

この他、最近の議会日程と議案の一覧、議員名簿や議会のしくみなどがご覧になれます。

 うらやす市議会

議論検索のペー

<http://sv2.city.urayasu.chiba.jp/discuss>

本市への視察訪問（1月〜3月）
 1月15日 千葉県光町（健康セン
 ター）
 1月27日 愛知県名古屋市（福祉
 乗車券・給食サービス）
 2月26日 山梨県峡北広域行政事
 務組合（再資源化施設）